

地方財政の充実・強化を求める意見書

新型コロナウイルスにより、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生している。

ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた住民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められている。それと同時に医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつある。しかし現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中で近年多発している大規模災害への対応も迫られている。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、令和3年度の地方財政計画まで平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきた。しかし新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなかで令和4年度以降の地方財源が十分に確保できるのか大きな不安が残されている。

このため令和4年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた確実な財源措置をはかること。
- 3 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズに対応する社会保障関連経費の拡充をはかること。また人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。
- 4 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
- 5 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和3年6月18日

北海道遠軽町議会

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣(地方創生規制改革)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)